

固定資産税の届け出・申告をお願いします

家屋関係の届け出や連絡

時 12月26日(金)まで

- ・家屋を取り壊したときは、「家屋取り壊し届出書」を下記へ。届出書は、下記に設置。または市HPからQRコード
- ・建築確認申請が不要な10m²未満の小規模な家屋を建築・増築したときや、家屋の利用用途の変更があった場合は、下記へ連絡してください。



ホームページ

償却資産の申告

時 令和8年2月2日(月)まで

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人が事業のために使用している構築物や機械、器具備品などの償却資産に対しても課税されます。所有者には、資産の多少、異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の資産状況の申告が義務付けられています。前年度申告をした人には12月中に申告書類を送付します。新たに申告する人は、申告書類を送付しますので、下記へ連絡してください。

問 税務課

電話・窓口 (582)1115 FAX (583)9738

農業用燃油価格高騰分を補助

燃油の高騰により影響を受ける農家の経営を支援します。

対 市内に住所を有する個人農家、本店事業所を有する農業法人または集落営農組織で、3反以上を耕作または令和6年農産物販売価格が50万円以上

対象経費 次のうちいずれか1つを選択

- ①面積支援タイプ(補助単価: 500円/10a~)
栽培面積に、栽培品目ごとの単価を乗じた額を交付

対 4月1日~9月30日に播種から収穫までのいずれかの作業があった作物

- ②購入量支援タイプ(補助単価: 15円/L~)
対 4月1日~令和8年2月27日に納品と支払いを行った燃油など

申 令和8年2月27日(金)までに必要書類を直接、下記へ。申請書類は、下記に設置。または市HPからQRコード



ホームページ

問 農政課

電話・窓口 (582)1130 FAX (582)6947

社会保険料控除にかかる納付額のお知らせ

(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)

1月中旬~下旬に、社会保険料控除のお知らせ(ハガキ)を発送する予定です。なお、税・保険料ごとではなく、1通にまとめて発送します。

1月下旬までに必要な場合は、下記へ連絡してください。

問・納税課(国民健康保険税)

電話・窓口 (582)1118 FAX (583)9738

・介護保険課(介護保険料)

電話・窓口 (582)1127 FAX (581)0203

・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

電話・窓口 (582)1120 FAX (583)9738

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、令和7年1月1日~12月31日に納めた全額が社会保険料控除の対象で、過去の年度分や追納保険料なども含まれます。また、自分だけでなく、家族の保険料を支払っている場合、合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、日本年金機構から下表のとおり発送されている「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」か、保険料を支払ったことを証明する書類を添付する必要があります。

発送時期	対象者
10月下旬~11月上旬 (順次)	令和7年1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付した人
令和8年2月上旬	令和7年10月1日~12月31日に国民年金保険料を納付した人

※電子送付を設定している人には、マイナポータルに電子データが送付され、紙の証明書は発送されません。

※社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の照会は、ねんきん加入者ダイヤルへ。

問・ねんきん加入者ダイヤル

電話 0570(003)004(ナビダイヤル)

※050で始まる電話でかける場合は

電話 03(6630)2525

受付時間: 月~金曜日午前8時30分~午後7時、
第2土曜日午前9時30分~午後4時

※12月29日(月)~1月3日(土)は利用不可

・日本年金機構 草津年金事務所

電話 (567)2220

・国保年金課

電話・窓口 (582)1120

FAX (583)9738



日本年金機構
ホームページ